

議案第 21 号

太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について

太宰府市下水道条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年 2月26日 提出

太宰府市長 高 原 清

理 由

災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した下水道排水設備工事業者による排水設備工事を実施できるよう、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

## 太宰府市下水道条例の一部を改正する条例

〔 令和      年      月      日 〕  
〔 条      例      第      号 〕

太宰府市下水道条例（昭和57年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。